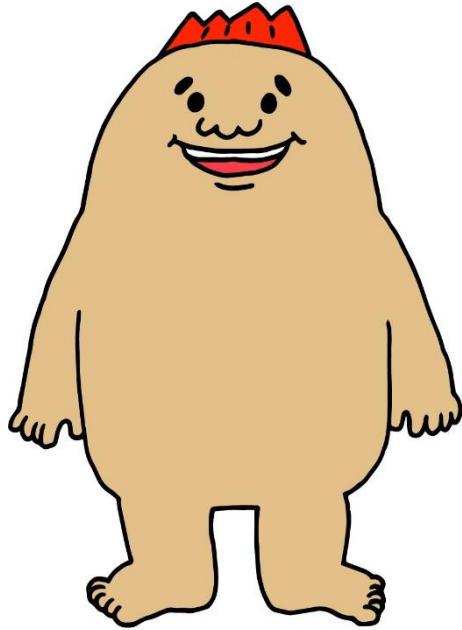


通所系・短期入所系・多機能系サービス における留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 通所介護
- 地域密着型通所介護
- 療養通所介護
- 通所リハビリテーション
- 認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護



根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例



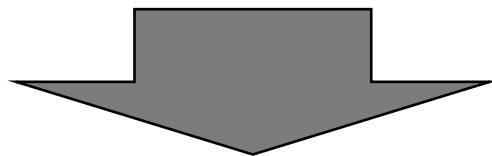
留意点

①

非常災害対策

災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。



地域の方と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながります。

※ 別途ホームページに掲載する資料「非常災害対策計画について」も、お目通しく下さい。



非常災害対策計画、避難確保計画、消防計画、業務継続計画(BCP)の作成

	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害			・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	・人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等	・水防法 ・土砂災害防止法 ・活火山対策特別措置法	・消防法	・人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等
対象施設等	入所・通所 ・多機能系事業所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害警戒地域に所在し、市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	介護事業所等
対象の災害・義務	想定される全ての災害	風水害、土砂災害、火山災害	火災	自然災害、感染症
	・計画の作成 ・避難訓練の実施	・計画の作成、市への提出 ・避難訓練の実施・報告	・消防計画の作成、所轄消防長への提出 ・消火、通報、避難の訓練の実施・報告	・計画の作成 ・研修・訓練(シミュレーション)の実施 ・入所:年2回以上 訪問、通所、多機能:年1回以上(感染症も含む)。

※ 非常災害対策計画、避難確保計画、消防計画は一体的に作成することができます。(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月))

※ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」(令和6年3月)参照

避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について

関係法令に基づき、鹿児島市地域防災計画に定められた通所・入所施設においては、避難確保計画を作成し、毎年、同計画に基づく訓練を実施することに加え、同計画の作成、変更及び訓練実施の結果を市町村に報告することが義務付けられています。（水防法・土砂災害防止法・活動火山対策特別措置法）

【対象施設の確認方法】

具体的な施設名、所在地及び施設種別については、鹿児島市地域防災計画（本市ホームページへの掲載あり）に記載しています。記載箇所を確認してください。

施設の所在地	制度上の施設の呼称	対象施設の記載箇所 （鹿児島市地域防災計画の記載箇所）
洪水浸水想定区域内	要配慮者利用施設	資料編 > 風水害対策編
土砂災害警戒区域内		資料編 > 風水害対策編
火山災害警戒地域内	避難促進施設	資料編 > 桜島火山災害対策避難計画

【注意】

- ① 正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。
- ② 避難確保計画に基づく避難訓練は、火災訓練とは別の制度です。訓練を同時に行うことは可能です。

【報告の内容】

	避難確保計画の作成・変更	訓練実施の結果報告
頻度	随時	年1回以上
提出書類	・ 避難確保計画 ・ 計画作成時チェックリスト	・ 訓練実施結果報告書
期限	速やかに	訓練後おおむね1か月以内

【参考】鹿児島市の防災・危機管理に関する計画

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikikanri/kurashi/bosai/bosai/bosai/kekaku.html>

避難訓練計画の様式や記載例、提出方法については、次のページをご確認ください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/taihuu.html>



留意点

②

指定通所サービス事業所における事業所規模による報酬区分の取扱い

対象：通所介護、通所リハビリテーション

- 「指定通所介護」及び「指定通所リハビリテーション」においては、事業所規模に応じた介護報酬が設定されていることから、同サービスを提供する全ての事業者は、毎年3月に介護報酬算定区分の確認を行う必要があります。
- 事業所規模の変更の有無を、「規模別報酬計算表」により確認し、報酬区分が変更になる場合は届出を行ってください。

◆ 様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 加算に関する届出 > 指定通所サービス事業所における事業所規模による報酬区分の取扱い](https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/hoshu.html)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/hoshu.html>

留意点

③

医療機関から退院した利用者の計画作成

対象：通所リハビリテーション

- 通所リハビリテーションについて、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、リハビリテーションの情報を把握することが義務付けられました。

留意点

④

人員基準に関する審査を受ける際の報告等について

対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 一部事業所を対象に勤務体制の確保に関する調査を行いました。
- 当該調査の中で、基準条例第191条第6項※1に基づく人員配置の緩和を行っているにもかかわらず、緩和に関する報告が欠けている事例がありました。

つきましては、人員基準に関する審査を受ける際に
報告していない事項※2を用いれば基準を満たすが、
報告済の事項※3を用いると基準を満たさない場合は、
報告していない事項について、都度市に報告を行ってください。

※1 宿泊サービスを提供しない日の夜勤職員の配置

※2 利用者数（前年度の平均）や宿泊サービスを提供しない日など

※3 定員や営業日など



留意点

⑤

生産性向上委員会の設置（令和9年3月31日まで努力義務）

対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置すること、また、定期的に開催することが義務付けられました。

※次のサービスも対象です。

介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

留意点

⑥

生産性向上推進体制加算の実績データの報告

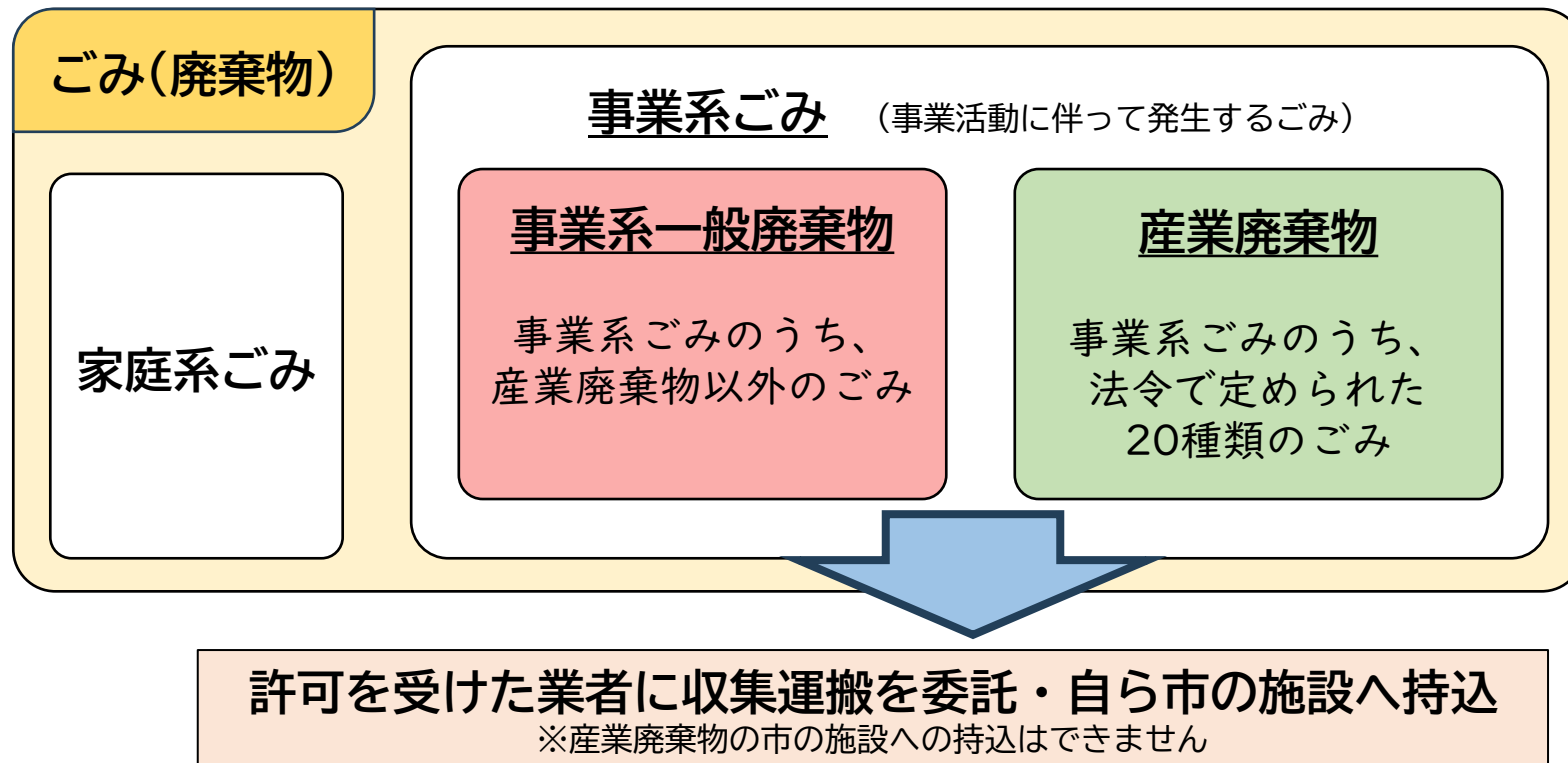
対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 「生産性向上推進体制加算」を算定する事業所は、事業年ごとに1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する必要があります。
- 該当事業所は、「生産性向上推進体制加算実績報告システム」により、期限内に報告してください。[\(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/\)](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/)
- ※ このシステムの利用に当たっては、GビズIDの取得が必要です。



事業所ごみの適正処理

事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。



○鹿児島市 > 事業所ごみの適正処理（介護保険事業所向け）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。

☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。



Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。



適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「事業所ごみの適正処理ガイドブック」で確認。

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。

「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料金が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例 ●Réduire（ごみを出さない工夫）◆Réuser（ものを何度も大切に使う）
▲Recycler（資源として再利用する）

- ◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
- 生ごみを出す前に水切りをしている（生ごみの7～8割は水分！）
- ▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
- ▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの感染症に関する届出等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q&A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

